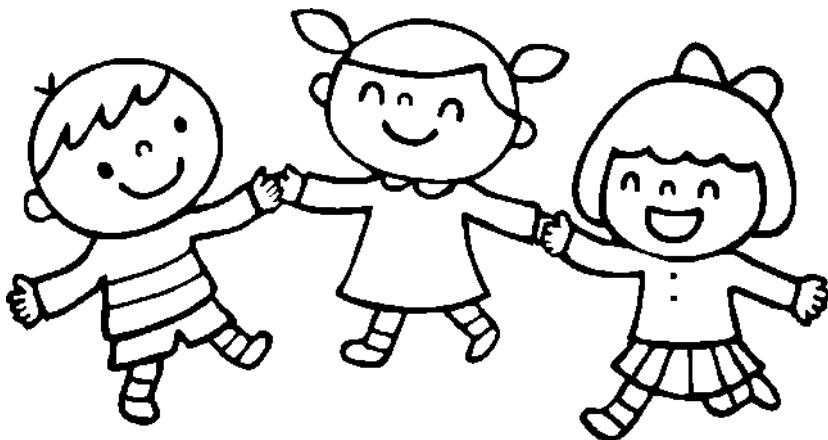


令和8年度用

# 稻美町放課後児童クラブ

## 募集のしおり



稻美町放課後児童クラブ指定管理者

キャレオス株式会社

## ◇稻美町放課後児童クラブの概要◇

### 1. 稲美町放課後児童クラブの所在地と定員

※放課後児童クラブの所在地と定員は以下のとおりです。

名称	定員（名）	所在地	電話番号
加古放課後児童クラブ	39	稻美町加古 2322 番地の 1	079 - 492 - 6626
母里第 1 放課後児童クラブ	38	稻美町野寺 88 番地の 1	079 - 495 - 0224
母里第 2 放課後児童クラブ	38	稻美町野寺 88 番地の 1	079 - 497 - 5300
天満第 1 放課後児童クラブ	77	稻美町国岡 538 番地	079 - 492 - 7585
天満第 2 放課後児童クラブ	51	稻美町国岡 538 番地	079 - 492 - 8225
天満第 3 放課後児童クラブ	80	稻美町国岡 538 番地	079 - 497 - 1380
天満南放課後児童クラブ	38	稻美町森安 81 番地	079 - 492 - 9202
天満東第 1 放課後児童クラブ	47	稻美町岡 1500 番地	079 - 492 - 0999
天満東第 2 放課後児童クラブ	32	稻美町岡 1500 番地	079 - 492 - 4350

※母里・天満・天満東放課後児童クラブについては、保育室を選ぶことはできません。

### 2. 対象児童

稻美町内の小学校に通学する小学生で、保護者が就労などのため、放課後の保育が受けられないと認められる児童。

ただし、放課後児童クラブごとに定員があります。希望者が定員を超えた場合、低学年の児童で保育を必要とする度合いの高い児童から入所となります。

### 3. 開所期間・時間

#### (1) 開所期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 9 年 3 月 31 日（水）

#### (2) 開所時間

①月曜日から金曜日まで（下記②の場合を除く） 児童の下校時から午後 6 時 30 分まで

②次のア～オに該当する日 午前 8 時から午後 6 時 30 分まで

ア 土曜日 イ 春季休業日 ウ 夏季休業日

エ 冬季休業日 オ 学校行事等に伴う振替休業日

③早朝延長利用時間 上記②に該当する日 午前 7 時 30 分から午前 8 時まで

④夜間延長利用時間 上記①②に該当する日 午後 6 時 30 分から午後 7 時まで

（注）午後 7 時以降の延長預かりは実施しておりません。

(3) 休所日

- ①日曜日及び国民の祝日
- ②年末年始 12月 29日から 1月 3日まで
- ③重大な災害や感染症が発生したとき

#### 4. 利用方法

通常の利用方法は以下の 2 種類です。

- ①通年利用…1 年を通じて利用される場合
- ②一時利用…一時的に利用される場合（毎月 14 日以内の利用）

※一時利用は申請された児童クラブの定員に空きがある場合のみ（通年利用者優先）の利用となるため、お預かりできない場合があります。

※長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）のみ利用される方は、児童クラブの定員に空きがある場合のみお預かりが可能です。当該クラブに直接問い合わせください。

#### 5. 費 用

	通年利用の方	一時利用の方
利用料金	1ヶ月払い方式☆ 8月以外は 8,000 円 ※8月のみ 11,000 円	1日につき 800 円 (1ヶ月の利用日数が 14 日以内であること) (利用料金は月額 11,000 円を上限とします)
諸費用 (おやつ・教材費等)	月額 1,800 円	1日につき 100 円
スポーツ 安全保険	年額 800 円 ※通年利用、一時利用ともに加入が必須条件です。	
早朝延長利用料金	月額 1,000 円 午前 7 時 30 分から午前 8 時までの利用となります。 ※日払い制はありません。	
夜間延長利用料金	月額 2,000 円 午後 6 時 30 分から午後 7 時までの利用となります。 ※日払い制はありません。	

※早朝延長料金について、8月利用分のみ 月額 2,000 円となります

☆口座引落しは毎月 12 日（休業日の場合は、その翌営業日）に指定の銀行口座から引落しとなります。

※稻美町放課後児童クラブを利用する児童で、午後 6 時 30 分以降も保育を必要とする場合、最終午後 7 時まで延長利用することができます。（利用については 1 ヶ月単位で、届出が必要です。）

※延長利用をされる場合は、当日現金で児童クラブにてお支払いください。

※利用料金（延長利用料金を含む）および諸費用（おやつ・教材費等）は、在籍している限り出席日数に関わらず必要です。

※利用料金については、免除または減額の制度もあります。

※利用料金、延長利用料金、諸費用等を 3 ヶ月以上滞納した場合、稻美町へ報告のうえ、利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。

## 【 利用料金等の集金方法 】

- ① 利用料金および諸費用(おやつ・教材費等)は、「明治安田収納ビジネスサービス (MBS)」から毎月**12日**(休業日の場合は、その翌営業日)の引き落しとなります。引き落し手続きとその書類の記入方法等については、利用者決定後に利用者用書類一式と共にご案内を送付します。
- ② 利用許可が決定した新**1年生**および**2年生**以上の新規利用者の保護者には、令和8年3月初旬頃に利用説明会の実施を予定しています。
- ③ 一時利用の方の利用料金と諸費用は、定められた支払い期間に現金で各児童クラブに納めてください。また、延長利用となる場合は、**当日に現金**を各児童クラブに納めてください。

## 6. 利用許可の取り消し

稻美町放課後児童クラブの入所決定後、在籍中においても次のいずれかに該当した場合、利用許可が取り消しになります。

- (1) 世帯の状況や児童の保育を必要とする理由に変更があり、その内容が利用要件を満たさなくなった場合
- (2) 長期欠席や無断欠席が続いた場合
- (3) 利用料金、延長利用料金、諸費用等を3ヶ月以上滞納した場合
- (4) 利用許可申請書中の内容に虚偽の記入または申立てがあった場合
- (5) 児童の暴力行為、施設・設備・備品などの破壊行為により運営に支障をきたした場合
- (6) 午前7時30分に児童だけでの登所をする（午前7時30分以前に入り口付近で児童だけで開所を待たせる）行為をした場合
- (7) その他、稻美町放課後児童クラブの運営管理上、必要な指示、諸規定に従わない場合

## 7. その他の注意事項

- (1) 申請内容に変更が生じた場合は、各児童クラブに設置してある利用変更届書（様式第9号）を変更希望月前月15日までに所属する児童クラブに提出し、受付印を貰ってください。

利用変更届書（様式第9号）で変更できる内容は以下のとおりです。

- ①家庭状況に変更が生じ、保護者に変更事項が生じた場合
- ②住所が変更になった場合※1
- ③勤務先等が変更になった場合※2
- ④利用の方法を変更する場合
  - ・現在の通年利用を一時利用に変更※3
  - ・現在の一時利用を通年利用に変更※4⑤その他（休所等）
  - ・1ヶ月以上出席されない場合
  - ・傷病等により、児童クラブで生活不可能な状態が長期に及ぶ場合等、利用を停止する場合

※1 転校し、児童クラブを変更される場合は、変更届ではなく再度の利用許可申請が必要となります。

※2 入所に係る勤務証明書を提出してください。

※3 一時利用に変更されると、学年、定員の都合上、待機になるケースがあります。そのまま同じように利用できるとは限りません。

※4 通年利用に変更される場合は、定員に余裕がある場合に限ります。

- (2) 利用時間を延長される場合は、延長利用申請書（様式第5号）を、最初の利用時までに提出してください。
- (3) 何の届出もなく月内に一度も出席しなかった場合でも、在籍している限り利用料金（延長利用料金を含む）は必要です。
- (4) 稲美町放課後児童クラブでケガをした場合は、応急処置（消毒程度）を行い、発熱や嘔吐など異常が認められる場合は、その状態により安静とし、保護者への連絡、医療機関の受診など状況に応じた対応を行います。万が一不測の事故が発生し、その責を問われる場合は、児童全員が加入するスポーツ安全保険内の補償になります。
- (5) 児童が稲美町放課後児童クラブにおける生活の中で、特別に配慮が必要と思われる場合は、申請時にご相談ください。なお、投薬などの医療行為を必要とする場合や集団生活が困難な場合は、利用を許可できない場合があります。
- (6) 一時利用の方は、（通年利用者の優先案内後に）定員に達していない場合のみ利用できます。利用にはあらかじめ必要書類が審査され、利用許可を得ていることとスポーツ安全保険に加入済みのことが利用条件になります。
- (7) スポーツ安全保険の加入は手続き上、約10日前後の日数を要します。利用される前に必ず各児童クラブで加入してください。
- (8) 利用料金の口座引き落としが出来なかった場合は、翌月に現金にて各児童クラブに納めて下さい。
- (9) 利用料金を3カ月以上の期間にわたって滞納されると、稲美町へ報告のうえ、利用をお断りする場合があります。
- (10) 以下の理由で退所を希望される場合は、各児童クラブに設置してある退所届書（様式第10号）を退所希望月前月15日までに所属する児童クラブに提出し、受付印を貰ってください。
  - ・児童クラブ入所に係る勤務証明書の要件を満たさなくなった場合
  - ・児童を預ける必要がなくなった場合
  - ・転出の場合
  - ・その他

## 8. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、以下の個人情報を、放課後児童クラブ運営上、必要な範囲で利用します。また、保護者の同意なく外部への情報提供はいたしません。  
■町が保有する保護者及び同一世帯に属する家族の個人情報
- (2) その他、アンケート調査等で提供されたアンケート内容、個人情報は結果のデータ化、統計調査及び今後の管理・運営のために弊社内での参考資料とさせていただきます。取得した内容、個人情報は上記の目的以外の利用及び第三者への開示、提供はいたしません。個人情報の取り扱いには十分注意し、個人情報の保護に関する法律、その他の関連法令を遵守し、厳重に管理いたします。

# ◇稻美町放課後児童クラブ利用諸規定◇

## 1. 入室・退室について

児童の放課後児童クラブへの送り迎えは、保護者又は事前に所定の書式で届出した 18 歳以上のご家族ならびにファミリーサポート等によりお願いします。

### 児童の入室

#### (1) 平日 〈児童の下校時から〉

授業終了後、児童自身で教室から放課後児童クラブへ入室します。

#### (2) 学校休業日（土曜日、振替休業日、春・夏・冬休み）

〈午前 8 時から〉 ※延長利用の場合は午前 7 時 30 分から

自宅から保護者等に送ってもらって放課後児童クラブへ入室します。

※ 児童だけの入室はできません。 保護者又は登録された方の付添いによるお預かりが原則です。

### 児童の退室 〈午後 6 時 30 分まで〉 ※延長利用の場合は午後 7 時まで

保護者等のお迎えにより退室します。

## 2. 出欠および延長利用等の連絡について

以下の場合は必ず保護者が放課後児童クラブに連絡してください。

- ・体調が悪い場合
- ・放課後児童クラブを休む場合
- ・早朝利用の場合（延長利用料金がかかります）
- ・当日お迎えの時間が午後 6 時 30 分を過ぎてしまう場合（延長利用料金がかかります）

（※注）『学校=放課後児童クラブ』ではありません。

学校とクラブ、それぞれ休む場合は、必ず双方に連絡を入れてください。

名称	電話番号
加古放課後児童クラブ	079 - 492 - 6626
母里第 1 放課後児童クラブ	079 - 495 - 0224
母里第 2 放課後児童クラブ	079 - 497 - 5300
天満第 1 放課後児童クラブ	079 - 492 - 7585
天満第 2 放課後児童クラブ	079 - 492 - 8225
天満第 3 放課後児童クラブ	079 - 497 - 1380
天満南放課後児童クラブ	079 - 492 - 9202
天満東第 1 放課後児童クラブ	079 - 492 - 0999
天満東第 2 放課後児童クラブ	079 - 492 - 4350

◇ 放課後児童クラブ稻美事務所

079 - 492 - 7677

### 3. 用意するもの

- ・着替え一式（必要な方）を袋に入れて、袋にも大きく名前を書いてください。

上着(トレーナー、ズボン、スカートなど)

下着(パンツ、靴下)

※着替えについて

- ・季節、サイズのあった着替えを複数枚用意し、放課後児童クラブに置いてください。
- ・衣類には必ず名前を明記してください。
- ・放課後児童クラブで下着(パンツ)を借りた場合は、同じサイズの新品を速やかに返却してください。
- ・ハンドタオル 2枚
- ・水筒・帽子

(注) 持ち物すべてに必ず名前を書いてください。(ハンカチなどにも)

その他必要なものは担当する支援員に相談してください。

### 4. 昼食

給食のない日は弁当・水筒を必ず持たせてください。

カップラーメン等のお湯を入れて調理するものは禁止です (※電子レンジ使用不可)

### 5. おやつ

おやつは原則として持ち帰ることができません。

※アレルギーなどで食べ物に制限のある場合には、様式第1号 利用許可申請書の児童のアレルギーの有無欄に必ず記入し、当該児童クラブ責任者と事前に面談をしてください。

### 6. 持ち物について

放課後児童クラブに不必要的もの（ゲーム、高価なもの、お金等）は持たせないでください。

（トラブルの原因になります） 学習、生活上必要なものは自分の整理棚に置くことができます。

支援員に相談してください。

### 7. 利用中の注意事項

放課後児童クラブ利用中に、買い物、おけいこなど個人的事由での外出はできません。

また、一度帰宅されてからは、再度のお預かりはできません。

### 8. 安全に関して

安全のために各施設の危険個所等の指導をハザードマップ等で行いますので、その「きまり」に従ってください。定期的に避難訓練を実施します。

## 9. その他

### ◇気象警報等発令時の対応

気象警報等の発令による放課後児童クラブの対応は以下の通りです。

暴風、大雨、大雪、洪水、暴風雨等の警報発令の場合（高波、高潮警報は含まない）

#### ①学校が登校日の場合

午前7時の時点で、「稻美町」に警報発表の場合は学校が臨時休校となるため、

放課後児童クラブも休所となります

#### ②学校が閉校日の場合（土曜日・長期休暇 等）

午前6時30分の時点で「稻美町」に警報発表の場合、

放課後児童クラブは休所となります

※状況によって、支援員等からの連絡によってお迎えに来て頂く事もありますのでご了承ください。

放課後児童クラブから帰るときは、児童の安全確保のため、閉所時間までに保護者の方に迎えに来ていただくことを原則としています。仕事等の関係で閉所時間までに保護者のお迎えが困難な場合は、代理（18歳以上）の方等で対応していただきますようお願いします。

### ◇出席停止・学年閉鎖・学級閉鎖時の対応

- ・出席停止：学校感染症出席停止期間を指し、学校と同様の取り扱いとします。
- ・学校閉鎖：放課後児童クラブも閉鎖です。
- ・学年閉鎖：対象の学年の児童は自宅待機してください。
- ・学級閉鎖：対象学級の児童は自宅待機してください。

### ◇感染症などについて

学校出席停止となる感染症にかかった場合はクラブを利用できません。学校感染症の出席停止期間に準じます。

### ◇事故発生時の対応

基本は、安全管理マニュアルによる対応になります。万が一不測の事故が発生し、その責を問われる場合は、児童全員が加入する以下のスポーツ安全保険の範囲内で補償します。

#### 【スポーツ安全保険】

- ・傷害保険金・・・死亡 3,000万円、入院 4,000円（日額）、通院 1,500円（日額）
- ・賠償責任保険金・・・対人・対物賠償 合算 1事故 5億円、ただし対人賠償は、1人 1億円

## 稻美町放課後児童クラブ 申し込みに関するQ&A

Q： 提出書類は何が必要ですか？

A： 利用許可申請書、入所に係る勤務証明書（保護者及び同居の祖父母分）が必要となります。  
また、延長利用（午前7時30分から午前8時／午後6時30分から午後7時）を希望する人は、  
延長利用申請書も提出してください。

Q： 入所に係る勤務証明書は誰の分が必要ですか？

A： 保護者及び同居されている祖父母（65歳以上の方は省略可）の方は必要です。  
用紙をコピーしてご使用ください。

Q： 書類の提出先はどこですか？

A： キャレオス株式会社宛てに期日までに送付して下さい。  
【〒671-1221 兵庫県姫路市網干区田井106-1】  
切手不要の専用封筒は各クラブに設置されておりますので、よろしければご利用ください。

Q： 普段は母親が3時まで働いていますが、土曜日や夏休みなど長期休業日だけの利用は可能ですか？

A： 可能です。ただし、申請する放課後児童クラブが定員に満たない施設で、事前に利用許可申請書、  
入所に係る勤務証明書等の書類を提出し、利用許可を受けた上で、スポーツ安全保険に加入していること  
が条件になります。長期休業日だけの利用を希望される場合、長期休暇が始まる1ヶ月前までに申請し  
て下さい。※夏休み利用は6月中、冬休み利用は11月中、春休み利用は2月中に申請して下さい。

Q： 書類を提出するだけで放課後児童クラブを利用できますか？

A： 必要性について審査を行い利用許可の判断を行います。特に応募者多数の場合は、稻美町教育委  
員会が定める基準により審査を行い利用許可の決定をします。事前に利用許可書が発行されてい  
ることとスポーツ安全保険に加入していることが条件になります。

Q： 現在児童クラブを利用していますが、春休み（4月以降も）を利用するには申請が必要ですか？

A： 申請は毎年度必要です。現在利用中の方も自動更新ではありませんのでご注意ください。

Q： いつもいる母親が突然の用事の時、一時利用できますか？  
また何日前までに申し込めば利用可能ですか？

A： 放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業の一環であり、突発的な一時利用はできません。  
母親が午後3時頃まで就労していて土曜も仕事の場合など、事前に申請の許可を受けていてス  
ポーツ安全保険に加入済みであれば利用できます。申し込みについては、事前に子どもの人数把握  
と準備等が必要なので、1ヶ月前までに申請が必要です。

Q： 保護者でなくファミリーサポートの送り迎えでも構いませんか？

A： 必要な手続きを行った上の送迎は可能です。

Q： 休む時の電話連絡が仕事の都合上、児童クラブが開いている頃にはできないのですが…

A： ご自身のスマートフォンに『コドモン』を設定して頂き、ソフト内『保護者からの連絡』より欠席など各種連絡をして頂けます。

Q： 食物アレルギーをもつ児童でも預かってもらえますか？

A： アナフィラキシー等の重篤な状態に陥る場合は、医療行為ができないため、責任をもってお預かりできないのでお断りをする場合があります。

Q： 申請書はどこでもらえますか？

A： 稲美町放課後児童クラブのホームページからダウンロードが可能です。  
また各児童クラブにも一定の期間備え付けています。

Q： 夏休み等だけの利用でもスポーツ安全保険は加入するのですか？  
また一時利用する場合の諸費用はどうなるのですか？

A： 1回でも利用する限り、加入が必要です。加入されていない場合は利用許可できません。  
一時利用される場合1日につき、利用料金800円の他、諸費用（おやつ代・教材費込み）として100円いただきます。

Q： 延長利用を使いたいときはどうすればよいのですか？

A： 利用時までに「延長利用申請書」をご提出のうえ、費用（現金）を当日ご持参ください。  
出来るだけ利用の延長が分かった時点で、児童クラブへご連絡してください。

Q： 児童の校区の放課後児童クラブが満員の場合、定員に満たないほかの放課後児童クラブを利用できますか？

A： 学校が終わって、原則自分で入室する形なので、認めておりません。  
ただし、状況により稻美町と協議のうえ決定します。

Q： 宿題はどこまで見てくれるのですか？

A： 宿題に取り組むように促し、ご家庭で確認いただく宿題以外は、終わったかどうかの口答確認を実施します。ご家庭でも、必ずその日の連絡帳を見て完了した確認をしてください。

—以上—